

# Japan tax alert

EY税理士法人

## OECD税務長官会議、税の確実性、税務協力、およびデジタルトランスフォーメーションに対する共同行動に合意

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブサマリー

2019年3月26日から28日にかけて、経済協力開発機構(OECD)第12回税務長官会議(Forum on Tax Administration、以下「FTA」)がチリのサンティアゴで開催され、最終日には共同声明が発表されました。今年の総会では、(i)税源侵食と利益移転(BEPS)対策および税の確実性の実現、(ii)税務協力の改善、(iii)継続的な税務行政のデジタル化支援、(iv)開発途上国の能力育成という4つの優先事項に焦点が当てられました。

また、総会では、これらのFTAメンバーが待ち望んでいた優先事項について直接的に税務当局へ実務的支援を提供する7つの報告書が公表されました。

### 詳細解説

FTAは、税務当局間の対話を促進し、優れた税務行政の実務とは何かを定めることを目的として、2002年7月にOECD租税委員会によって設立されました。本年度の総会開催時点でFTAには53の国地域が参加しています<sup>1</sup>。チリの会議には140名を超える税務長官や上級職員、さらには国際的な協力機関の代表者が集まりました。また企業の代表者や専門家(EYを含む)もイベントの一部に参加しました。

共同声明は、FTAが合意した次の4つの主要分野における行動と誓約について言及しています。

- ▶ BEPS対策および税の確実性の実現
- ▶ 税務協力の改善
- ▶ 継続的な税務行政のデジタル化支援
- ▶ 開発途上国の税務行政に関する能力育成

とりわけ重要な合意事項には以下のものがあります。

- ▶ 国際コンプライアンス保証プログラム(ICAP)の試験導入第2段階に参加するFTAメンバー数を17に拡大することで、税の確実性に関する作業を強化する
- ▶ シェアリングおよびギグエコノミーによる物やサービスの販売に関する国際的な情報交換を促進するために、政策立案者が新たに標準的報告要件を策定することを支援する
- ▶ 現在はOECD/G20の共通報告基準の下で交換されているオフショア口座に関する膨大な情報の有効利用について共同作業を行う
- ▶ ▶新しいテクノロジーを駆使して中小企業(SME)のコンプライアンスの負担を軽減するためにTax Administration 2030という新たな枠組みのデジタル化ビジョンを具体的かつ実用的な観点から設定する

## BEPS対策と税の確実性の実現

FTAメンバーは、OECD/G20の国際税務アジェンダ実施を引き続き優先課題と認識し、国別報告書、相互協議(MAP)およびルーリング交換を順調に実施しています。アジェンダにおいて税の確実性が重要であることから、紛争の予防と解決のメカニズム改善に注力する必要があると認識され、以下の報告がなされました。

- ▶ 「国際コンプライアンス保証プログラム試験導入ハンドブック2.0」報告書がFTAによって承認されました。ICAPは、積極的かつ透明性の高い事業を行う多国籍企業(MNE)グループと、事業を行う国・地域の税務当局の間でオープンかつ協力的な多国間関係を促進するための、自主的なリスク評価および保証プログラムです。2018年1月に最初のICAP試験導入プログラムが開始され、8カ国のFTAメンバーが参加しました<sup>2</sup>。ICAP 2.0では、さらに9カ国の税務当局が参加する予定です。他のFTAメンバーも積極的に今後の参加を検討しています。
- ▶ BEPSプロジェクトの実施により、税務当局は今までにないほど膨大な多国籍企業の情報を保有することになりました。これらをもとに、税務リスクに関する税務当局の解釈の一貫性を高め、潜在的なリスクを示す重要指標や実効性のあるリスク評価に必要となる情報を改善する作業が行われています。税務リスク評価の一貫性と連携を強化するための事前作業は、多国籍企業および税務当局にとって税の確実性を高めるものとなります。

- ▶ さらに、合同調査に関する作業を進めていたFTAメンバーは、「合同調査2019 - 税務協力の強化および税の確実性の改善」報告書を発表しました。この報告書では、ベストプラクティスを提供し、FTAに限らず改善の余地のある部分や今後の作業が明示されるなど、最も先進的な税務調査への協力の形が示されました。
- ▶ FTA MAPフォーラムとFTAラージ・ビジネス・インターナショナル・プログラム双方による、事前確認(APA)とMAPの改善点を見出すことによって、税の確実性への取組みがさらに推進されることとなりました。また、移転価格分野における基本的なベンチマーク情報の共有については、これらのフォーラムで検討すべきものとされました。

## 税務協力の改善

FTAの税務協力に関する作業は、共通報告基準(CRS)とシェアリングおよびギグエコノミーの2つの分野にフォーカスしています。

共同声明では、CRSの下で進行中の大規模な情報交換が成功していることを強調しています。CRS交換の詳細は、間もなくG20に報告される予定です。

また、「シェアリングおよびギグエコノミー:プラットフォーム販売者に対する有効な課税」についての報告書が総会で発表されました。この報告書の主な目的は、シェアリングおよびギグエコノミーにおいて、物またはサービスの販売から生じる所得に対して有効な課税の確実性を高めることにあります。報告書では、税務当局がプラットフォーム販売者、シェアリングおよびギグエコノミープラットフォームと連携し、お互いに協力することで効果的な税務コンプライアンスを可能にする最適な方法について考察しています。また今後に向けて次の3点を勧告しています:(i) シェアリングおよびギグエコノミープラットフォームと連携し、プラットフォーム販売者の税務上の義務について教育を行う(ii) 税務リスクを理解するための証拠基盤を改善する、(iii) 税務当局間の情報交換を促進するとともに、政策立案者が標準的報告要件モデルを策定する支援を行う。

## デジタルトランスフォーメーション支援

会議では、現代の租税管理構築のために技術の進歩をどのように活用するかが重要な議題となりました。新たな枠組みであるTax Administration 2030のデジタル化ビジョンとして、協力してデジタルトランスフォーメーションの方向性を設定し、技術的・組織的な基礎を築くことが合意されました。また、納税者、特に中小企業のコンプライアンスを強化し、今後はその負担軽減のために新しいテクノロジーやプロセスについて検討が行われます。

総会では、各国の税務当局にとって直接実務上の支援となる以下の3つの報告書が発表されました。

- ▶ 「デジタル経済の開放 - 政府によるアプリケーション・プログラミング・インタフェース(API)の実装ガイド」: ウェブおよびモバイルアプリケーションにおいて最新のAPIを使用するための主なプラクティス、テクニックおよびスタンダードの概要を説明しています。このガイダンスは、API戦略を実行、またはさらに発展させたいと考える税務当局に実用的な支援を行うことを意図しています。
- ▶ 「ネットレジスターの導入: メリット、考察およびガイダンス」: 税務当局へのネットレジスター(OCR)の採用と実施に関する助言とガイダンスを提供しています。多くのFTAメンバーで行われたOCRシステムの導入例を示し、これらの知見に基づく「ハウツー」ガイドも掲載しています。
- ▶ 「商用オフザシェルフ(COTS)・ソフトウェア・ソリューションの導入」: フィンランドでの税務におけるCOTS製品の購入、実装、およびメンテナンスの実験例を提供しています。この報告書では、とりわけ、COTSに必要な調達プロセス(選定基準、提案依頼書や契約書の起草、必要とされる専門家の意見等)、および立案プロセスの事例を説明しています。また、2つのシステム間の変換、関連するトレーニング、およびCOTSの保守などの運用についても説明しています。

## 開発途上国の税務行政における能力育成

FTAは、効率的かつ有効的な能力育成の改善方法と他の国際機関との連携を高める方法の検討を再開しました。総会では以下の事項が議論されました。

- ▶ FTAの能力育成ネットワークと税務行政の能力育成に関する協力強化の指針となる新しい枠組み。これは協調体制を改善し、コスト削減を行い、税務行政の強化のための戦略的な方法を定義するものです。
- ▶ とりわけデジタル時代において、効果的に税務管理を支援するために必要な人的資源。各国の税務長官は、新しくFTAジェンダー・バランス・ネットワークを立ち上げることにより、指導的地位におけるジェンダーバランスを改善する積極的な制度変更を目指すことを支持しました。
- ▶ 共同声明は、成熟度モデルを活用して各税務当局が各々の能力強化をサポートできるように、FTAが努力を重ねていることを強調しています。とりわけ、情報共有、トレーニング、協調体制改善のためのeラーニングの開発と知識共有プラットフォームの利用拡大への取り組みが行われています。

## FTAの今後

FTAの議長であるノルウェーの税務長官ハンス・クリスチャン・ホルトは、チリの総会で、グローバルな租税管理の強化や、税の確実性と国際協力向上のために野心的かつ戦略的な作業計画を推進する、というFTAの総意が示されました。これは納税者へより良いサービスの提供を牽引するものであると述べられました。

今後FTA総会は、2020年にオランダ、2021年にシンガポールで開催される予定です。

---

## 巻末注

1. アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、香港(中国)、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ケニア、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、中華人民共和国、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、アメリカ
2. EY Japan Tax Alert 2018年2月8日付、「[OECDが国際コンプライアンス保証プログラム試験導入を開始](#)」をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

ジョナサン・スチュワートスミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
大堀 秀樹	シニアマネージャー	hideki.ohori@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190424

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)